

青森県働き方改革推進協議会 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、不本意非正規労働者の正社員転換と待遇改善、女性労働者の育成・管理職への登用、子育て・介護と両立できる職場環境の整備などの「働き方改革」を進めることが求められている。

また「働き方改革」の基盤づくりのためには、人材育成や生産性の向上に資する支援など、労働施策と経済産業施策の連携も求められている。

こうしたことから、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で更なる連携を進め、もって、県内における「働き方改革」の実現に向けた気運の醸成を図ることを目的として、青森県働き方改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

協議会は、(1) 及び (2) の者をもって構成する。

(1) 委員

一般社団法人青森県経営者協会会長
日本労働組合総連合会青森県連合会長
青森県商工労働部長
東北経済産業局長
青森労働局長

(2) 特別委員

(1) 以外で必要に応じ参画する者

3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 働き方改革の実現のための気運の醸成に向けた取組
- (2) 各関係機関で取り組む内容に関する情報交換及び連携の促進
- (3) その他働き方改革の促進のために必要な取組

4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

5 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

6 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

(改正、平成 28 年 12 月 13 日)